

## リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて

平成30年3月20日  
原子力規制委員会

### 1. 経緯

(略)

### 2. 現在の福島県内のモニタリング体制

(略)

### **3. モニタリング結果**

(略)

### **4. 配置の見直しに対する福島県及び県内市町村の意見**

(略)

## 5. 配置の見直し

福島第一原発に対する監視及び緊急時における線量測定のため、福島県内には、十分な数の監視ポスト、水準ポスト、さらには多数の可搬型モニタリングポストが設置されている。

また、モニタリング結果から、避難指示・解除区域市町村外の線量は低く安定しており、多くの地点で連続的に測定する必要性が低くなっていること、可搬型モニタリングポストによる面的な測定やサーベイメータによる定点測定により代表的な地域の線量は把握できることを踏まえると、原子力発電所に対する監視を目的としないリアルタイム線量測定システムによる測定は継続する必要性が低い。

以上のことから、各市町村等の意見を踏まえ、原子力規制委員会は次の方針でリアルタイム線量測定システムの配置の見直しを行う。

- ①避難指示・解除区域市町村外のリアルタイム線量測定システムは、線量が十分に低く安定している地点を対象に、原則、線量の低いものから順に撤去し、平成32年度末までを目途に撤去を完了させることとする。
- ②各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。
- ③撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示・解除区域市町村内の施設への移設などに活用する。

なお、福島県内等への広報資料として、別添資料案を用いることとする。

**リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る意見に対する考え方**

**平成30年3月**

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
| 1   | 福島県  | 機器毎の平均測定値による撤去の順位付けでなく、方部や市町村ごとに判断すること。   | 今回の撤去は、科学的・技術的な見地、公平性の観点から線量が十分に低く安定している地点を対象に、原則線量の低い順に実施します。同一時期の撤去を含め撤去順の変更等について要望があれば、市町村ごと個別に協議します。  |
| 2   | 福島県  | 幼稚園、学校等については、児童・生徒や保護者の安心材料として必要なため、除染による除去土壌の搬出が終了するまで設置を継続すること。   | 除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。<br>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。 |
| 3   | 福島県  | 再配置等に着手するに当たっては、十分な周知期間を設けたうえで県民等へ再配置等の方針が正しく伝わるようにすること。併せて、再配置等の方針について国主催で県内での住民説明会を行うとともに、本件に関する問合せ窓口を設置すること。 | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的なものを実施し、住民説明については、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。<br>また、問合せ窓口については、既設の放射線に関する問合せ窓口を御利用いただけます。          |
| 4   | 福島県  | 通信を切断した場合においても、機器の撤去までは国の責任において適切に管理すること。併せて、機器撤去に当たっては、設置場所の原状回復等を適切に行うこと。                                     | 原則、通信の切断とともに撤去を実施します。また、設置場所の原状回復については適切に対応します。   |
| 5   | 福島県  | 必要に応じて、代替のモニタリングを実施するとともに、県及び市町村が行うモニタリングに必要な予算を確保する  | 今回の撤去は、線量が十分に低く安定している地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量の   |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方  |
|-----|------|---|--|
|     |      | こと。   | 確認は、基本的に可搬型モニタリングポスト、定点サーベイ等の測定結果及び各市町村に貸し出しているサーベイメータを御活用ください。  |
| 6   | 福島県  | 再配置に備えたりアモニの適切な保管場所を確保すること。   | 今後、撤去していく過程で、必要に応じ新たな保管場所の確保を検討します。  |
| 7   | 福島県  | 再配置による移設については、移設先市町村の意向を十分踏まえること。   | 原則、子どもが活動する施設を対象に移設を行いますが、要望によっては個別協議の上対応を検討します。   |
| 8   | 福島市  | 撤去に関する説明及びその後予想される質問・苦情等に関しては、対応機関を明確にし、国の責任において行っていただきたい。【学校教育分野担当】                          | 問合せ窓口については、既設の放射線に関する問合せ窓口を御利用いただけます。<br>また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。  |
| 9   | 福島市  | 撤去に際しては事前に地元への説明・周知や地元からの照会に対しては、設置者である国が責任を持って対応してほしい。【公園施設管理担当】                             | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。<br>また、問合せ窓口については、既設の放射線に関する問合せ窓口を御利用いただけます。 |
| 10  | 福島市  | システムの撤去再配置の方針についても、国は市町村を通じて住民の声を聴くばかりでなく、もっと直接住民と意見を交わして、国が前面に立ち国民の理解を得るよう説明に努めるべきである。【除染担当】 | 同上。  |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
| 11  | 福島市  | リアルタイム線量測定システムの再配置等についての公表後、システム撤去についての問合せ等には、全面的に国（県）の責任による対応をお願いする。また、国・県主導による説明会等の実施を要望する。（時期は公表後まもなく、場所はとうほう・みんなの文化センター、通知は県、主催は国）平成24年3月26日締結の覚書による市の役割は、①無償で使用できる土地（市の所有地）を確保すること②システム保守作業が滞りなく進むよう対応することの2点であることをお忘れなく。【環境放射線量測定担当】                  | 同上。   |
| 12  | 福島市  | 平成23年7月4日開催のモニタリング調整会議において、資料「放射線モニタリングの進め方について」中、「子供を守るための詳細モニタリング(P.3)」では、『子供の安全の確保を前提に、地域の人々が安全かつ安心して生活できるよう、詳細なモニタリングを実施する。』と記載がある。リアルタイム線量測定システムは地域の人々の安全と安心な生活のために設置されていると考えるならば、国による十分な説明のもと、理解を得た上で撤去されるものでなければならぬ。一方的なシステム撤去は炎上する恐れあり。【環境放射線量測定担当】 | 事故当時とは状況が変化していることを踏まえ、平成28年2月10日の原子力規制委員会の公開の場においてリアルタイム線量測定システムの撤去等も含め、科学的・技術的な見地から放射線モニタリングの必要な見直しを検討しています。さらに今回、原子力規制委員会として改めてモニタリング結果を整理し、リアルタイム線量測定システムの配置について見直しを行うものです。<br>また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。 |
| 13  | 福島市  | 汚染土の搬出がリアルタイム線量測定システムの撤去に先行できるよう、関係機関で調整を図っていただきたい。【学校教育分野担当】   | 除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。<br>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議  |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
|     |      |  | の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。   |
| 14  | 福島市  | システムについては除染除去土壌が保管されている間は撤去せず、少なくとも除去土壌の搬出後に行うべきである。<br>【除染担当】   | 同上。   |
| 15  | 福島市  | 公園利用者や周辺住民が抱えている放射線への不安を解消するため、リアルタイム線量測定システムの撤去時期は、各公園における汚染土搬出後の時期に合わせてほしい。【公園施設管理担当】  | 同上。   |
| 16  | 福島市  | 幼稚園・保育施設にはまだ表土処理をした汚染土壌が埋設されている。搬出にあたっては平成30年度より実施される予定ですが、すべて搬出される時期はまだ決定していないため、搬出されるまでは設置を継続し、搬出された施設については撤去が可能。但し、未だ事故後の処理が続いており、収束されておらず、今後も影響が全くないということが確約できないため、支所の単位等で数値が分かるよう、縮小しながらも確保し、国が責任を持ってリアルタイム線量測定システムの設置を継続していただきたい。【幼児教育、保育分野担当】 | 除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。<br>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。<br>また、福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。 |
| 17  | 福島市  | 児童福祉施設の敷地内に保管されている除染土の搬出は、平成30年度～31年度、公園等の除染土の搬出は平成32年度以降に実施される見通しとなっている。子どもを持つ親をはじめ、一般市民が放射線の不安から解放されるに   | 除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に  |



| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
|     |      | <p>は、その原因となる除染土の搬出が不可欠であり、搬出が完了するまでは一目で空間線量に大きな変動が無いことを確認できる環境の維持が必要である。リアルタイム線量計の移設時期と除染土の搬出時期との整合を図り、市民に不安を抱かせない対応が必要である。</p> <p>また、国では移設時期 32 年度までとし、それ以降必要な場合は維持管理を市町村などへ移管すると記されているが、放射線災害の原因を解決する主体は、東京電力及び国であり、除染土の搬出が完了するまで、システムの維持管理は国が責任をもって行うべきである。【児童福祉分野担当】</p>                               | <p>に対応していると認識しています。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。</p> <p>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p>   |
| 18  | 福島市  | <p>止むを得ず撤去を行う場合においても、学校においては汚染土の搬出が終了した箇所から順次行うよう順番を考慮していただきたい。【学校教育分野担当】</p>  | <p>撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p>  |
| 19  | 福島市  | <p>リアルタイム線量測定システムの撤去を将来にわたり拒むものではない。撤去のタイミングには条件がある。現状の線量のみで決定するのではなく、除染除去土壌の搬出後という前提条件を付加し、除染除去土壌の搬出後、一定期間のモニタリングをもって撤去すべきである。</p> <p>また、撤去の順番を決めるにあたっては、事故直後の線量、放射線の影響度合い、原発からの距離、除染除去土壌の保管状況や搬出の進捗度合いを考慮した順位決定が望ましい。福島市内の学校施設等の施設内に保管されている除染除去土壌は、平成 31 年度までに順次搬出、公園等の除染除去土壌は平成 32 年度以降に搬出される予定である。</p> | <p>除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。</p> <p>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p> <p>福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。</p> |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
|     |      | 【環境放射線量測定担当】   |   |
| 20  | 福島市  | 小中学校からのシステム撤去は、その地区の一番最後に実施すべきである。学区内の公園を含む除染除去土壌の搬出後、一定期間のモニタリングをもって撤去すべきである。なぜならば、小中学校は地域住民の拠点として、重要な役割を果たしていること。また、ランドマークであり注目度が高いことから。【環境放射線量測定担当】 | 除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。<br>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。 |
| 21  | 福島市  | 公園の除染除去土壌については、平成32年度から搬出が始まるため、国のシステム撤去予定よりも後になる可能性がある。このような場合も、順序を違えることなく、除染除去土壌搬出後のシステム撤去を強く要望する。【環境放射線量測定担当】                                       | 同上。   |
| 22  | 福島市  | 市民にとって、安心・安全な生活の指標として利用されてきたリアルタイム線量測定システムの撤去は、現在も地中や敷地内に置かれている汚染土とともに生活する市民にとって、多大な不安材料となることは確実である。【学校教育分野担当】   | 同上。   |
| 23  | 福島市  | 一部の住民に放射線に対する不安が残っている現在の状況において、国がリアルタイム線量測定システムの撤去再配置を進めた場合は、住民の放射線に対する不安が高まる恐れがある。【除染担当】  | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。  |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
| 24  | 福島市  | 本件は原発事故に起因するものであることをまず念頭に置いて、国は真摯に対応すべきである。【環境放射線量測定担当】  | 同上。   |
| 25  | 福島市  | 国がパブリックコメントのようなもの（任意の意見募集）を実施してはどうか。【環境放射線量測定担当】   | 県民に最も身近な総合的な行政主体である市町村に意見照会を実施しました。また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。  |
| 26  | 福島市  | システムの撤去再配置を議論する前に、国は現在の放射線量の状況が数値が低く安定していて安全であることなどを国民に対して丁寧に繰り返し説明して、健康影響等の懸念がないことなど国民の共通理解を図るべきである【除染担当】 | 事故当時とは状況が変化していることを踏まえ、平成28年2月10日の原子力規制委員会の公開の場においてリアルタイム線量測定システムの撤去等も含め、科学的・技術的な見地から放射線モニタリングの必要な見直しを検討しています。さらに今回、原子力規制委員会として改めてモニタリング結果を整理し、リアルタイム線量測定システムの配置について見直しを行うものです。<br>また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。 |
| 27  | 福島市  | 撤去作業時における公園利用者への安全対策を十分に留意すること。【公園施設管理担当】  | 指摘を踏まえ、当該作業に係る仕様書には安全対策に関する項目を設け、安全面を考慮した作業に努めます。   |
| 28  | 福島市  | リアルタイム線量測定システムは、子供が活動する施設の線量を把握するために設置したものである。そのため、これを撤去するのであれば、設置目的をどのように達成し、                             | 事故当時とは状況が変化していることを踏まえ、平成28年2月10日の原子力規制委員会の公開の場においてリアルタイム線量測定システムの撤去等も含め、科学的・技   |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
|     |      | 不要となったのかを市民に説明する必要がある。説明の責任は原子力規制庁が負っているにもかかわらず、これを行わずに撤去を進めるのはいかがなものか。システム撤去の話を進める前に、市民への説明をどのように進めるのかという議論から始めなければならない。【市営住宅管理担当】   | 術的な見地から放射線モニタリングの必要な見直しを検討しています。さらに今回、原子力規制委員会として改めてモニタリング結果を整理し、リアルタイム線量測定システムの配置について見直しを行うものです。<br>また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。  |
| 29  | 福島市  | 放射線に対する不安を解消する方法として個人線量計の使用を挙げているが、市民の放射線に対する不安解消は必ずしも空間線量率から被ばく線量を推定することで行われているのではなく、線量測定システムが表示する空間線量により生活環境の安全性を確認している面もあることを理解しなければならない。線量測定システムの撤去は個人の被ばく線量の把握とは別の問題であるため、問題をすり替えるような説明をすべきではない。【市営住宅管理担当】 | 今回の撤去は、線量が十分に低く安定している地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いです。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。<br>また、撤去は子どもの活動する施設の線量把握のため整備したリアルタイム線量測定システムを対象としており、福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。 |
| 30  | 福島市  | 不安が解消しきれず、個人線量測定を求める市民に対しては、個人線量計の配布等が可能となる予算的措置及び対応機関を明確にしていきたい。【学校教育分野担当】   | 個人線量計の貸出しについては、復興庁の福島再生加速化交付金事業（個人線量管理・線量低減活動支援事業）、福島県の福島県放射線健康対策事業等があります。  |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
| 31  | 福島市  | 再配置等の基本方針において「直近一年間の平均測定値が十分に低い（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を一つの目安とする）システム」を対象としているが、これをもって撤去することは住民の理解を得にくい。「直近二～三年間の平均測定値が十分に低い（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を一つの目安とする）システム」とすべき。【環境放射線量測定担当】                    | 年間（52560データ）の平均値は季節変動も含め当該地点の現在の水準とするに十分な有意性があることから一年間の平均値を用いる予定です。   |
| 32  | 二本松市 | 震災から6年が経過し放射線量は低減してきているが、原発事故前には存在しなかった事故由来の放射性物質が自然環境に未だ多く存在し、住民生活に大きな影響を与えていることは確実であること。  | 指摘のとおり事故由来の放射性物質の存在は確認されていますが、その放射性物質による被ばくの影響が低い地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。                                    |
| 33  | 二本松市 | 原発事故は収束した訳ではなく、今後使用済み燃料の取り出し等もあり、事故処理についての住民の関心は依然として高いものがある。そのような中でシステムを撤去するのは国の震災対応に対する住民の不信感を助長すると考える。   | 福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。                     |
| 34  | 二本松市 | 「直近一年間の年間平均値が十分に低いシステムを対象として再配置（撤去）を進める」とあるが、そもそも $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満が「十分に低い」値とする考え方には異論がある。年間平均値が事故前に計測されていた値になってはじめて「十分に低い」と考えるのが適切であり、住民に理解を求めるうえでも納得いただけるものであり、それ以外の理由は後付けの理由以外に受け取ることは困難と考える。 | $0.23 \mu\text{Sv/h}$ という値については「平成23年10月10日 災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会 資料 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」を一つの参考としました。 |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
| 35  | 二本松市 | 平成 29 年 10 月 6 日の意見交換時にも申し上げたが、学校及び幼保施設等については、子どもたちが長時間過ごす施設であり、システムを撤去することにより保護者に不安を与えることとなるため、一律に撤去前提で進めることには反対である。   | 今回の撤去は、線量が十分に低く安定している地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。また、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。  |
| 36  | 二本松市 | 当市では避難区域に隣接する地域があり、住民の放射能への関心も高い。事故処理状況によっては放射性物質の影響についての不安も懸念されることから、一律に撤去前提で進めることには反対である。   | 福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。   |
| 37  | 二本松市 | なお、撤去計画については、国が責任をもって、時間をかけながら住民に説明を行い、理解を求めていく丁寧な対応が必要と考える。  | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。また、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。  |
| 38  | 本宮市  | 本市は、現在除染作業中であり、仮置場に汚染土壌があり中間貯蔵施設への搬出が完了していない。よって、リアルタイム線量測定システムの撤去廃止は時期尚早である。<br>また、東京電力福島第一原発の廃炉作業が継続していることもあり、市民の理解は得られないと考える。再配置を行う場合は、全て国の責任において住民への説明を行うこと。<br>市民の理解が得られない理由は、事故炉の廃止に向けた | 除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。<br>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。<br>県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、 |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方  |
|-----|------|--|--|
|     |      | <p>「中長期ロードマップ」の第2期（使用済燃料の貯蔵プールからの取り出しと燃料デブリの取り出し方針・方法の確定）が2021年11月までに完了し、2021年12月から最も困難な第3期（燃料デブリの事故炉からの取り出し）が開始されるとする目標日程（マイルストーン）が遅れぎみであり、少なくとも第3期が安定的に進展するまでの間は、モニタリングポストは当然のこと「子供が活動する施設の線量を把握するため」に導入・設置したリアルタイム線量測定システムを廃止撤去すべきではないという理由である。</p> <p>また、福島第一原発の事故を原因として生ずる、市民生活の安心・安全確保対策は、当然、事故を起こした東京電力ホールディングスと事故を起こした原子炉の許認可権を有する国が行うべきものであると考える。</p> | <p>プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的なものを実施し、住民説明については、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。</p> <p>なお、福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。</p>                          |
| 39  | 桑折町  | <p>順番の入れ替えを検討したいので個別協議をお願いしたい。</p> <p>教育施設を最後まで残しておきたいので。</p>  | <p>撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えを検討します。</p>   |
| 40  | 郡山市  | <p>市民の半数は、東京電力福島第一原子力発電所が廃炉になるまでリアルタイム線量測定システムの設置を希望しており、廃炉に向けた作業のなかで、何が起きるかわからないため、現状のまま維持すべきである。</p> <p>また、当市では、大規模な仮置場が確保できなかったため、除去土壌等が住宅や公園等で現場保管されている。そのため、除去土壌等が完全に当市から搬出されるまでは、市民も安心できない。</p>  | <p>福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。</p> <p>また、除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。</p> |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
|     |      |   | <p>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p>   |
| 41  | 郡山市  | <p>万が一撤去になる場合、問い合わせが多数寄せられることが想定されるので、問い合わせ窓口を開設してほしい。</p>  | <p>問合せ窓口については、既設の放射線に関する問合せ窓口を御利用いただけます。</p>  |
| 42  | 須賀川市 | <p>除染で出た汚染土の中間貯蔵施設への搬入が始まったばかりであり、まだまだ多くの汚染土壌が現場に保管されている。このような状況の中で、リアルタイム線量測定システムの撤去を進めることは、放射線に対する不安を増大させる恐れがあり、復興への足かせとなる可能性がある。少なくとも、子どもが利用する教育・保育施設、学校等については、県内の汚染土壌がすべて中間貯蔵施設に搬入されるまでは、子どもの健康不安に対応するためにも、現状維持が必要であると考えます。</p> | <p>除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。</p> <p>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p>                                    |
| 43  | 須賀川市 | <p>公園等利用者が線量を気にしていることから、配置の継続が必要と考える。</p>   | <p>今回の撤去は、線量が十分に低く安定している地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いと考えます。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。</p> |
| 44  | 鏡石町  | <p>除染作業が終了し空間線量率が除染基準 (<math>0.23 \mu\text{Sv/h}</math>)</p>  | <p>除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・</p>  |



| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方  |
|-----|------|--|--|
|     |      | <p>を超える地域はなくなった。しかし、汚染土砂の仮置場の状態は、中間貯蔵施設への搬出を待っている状態である。また、復興庁所管交付金で実施予定での側溝土砂撤去は住民の関心が高く、安全、安心といった感覚から勘案するとモニタリングポストの数値も気になるところであり、現時点での撤去については、町民の理解がえられない。よってリアルタイムモニタリングポストは当面現状維持すべき。</p>  | <p>掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。</p> <p>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p>  |
| 45  | 石川町  | <p>今回、原子力規制庁からリアルタイム線量測定システムの再配置等に関する考え方が示されましたが、実施の際には、住民等からの反対意見も予想されます。その理由として、リアモニのとらえ方で規制庁と設置市町村、住民で違いがあると思います。「比較的線量の高い事故当時における子どもの活動する施設の線量把握という設置当時の目的を達成」とありますが、地域住民のとらえ方は違い、教育施設や地域の低線量を確認し、不安を解消するものと考えています。先日開催されました説明会においても、須賀川市や本宮市から出た意見はそうした「住民の不安」からきているものではないでしょうか。また、「緊急時のモニタリング体制～」においても今までの経過等から、発表がある前にいち早く知りたいとの意見も聞いております。</p> <p>これらを踏まえて、5月に回答した実態調査では教育施設や近くにリアモニがない地域では継続、その他についても、地域からの同意が必要と回答しました。</p> <p>石川町としましては、現在の福島第一原子力発電所の状況（原子炉内が完全に把握されていない等）を見れば、リアルタイム線量測定システムが住民の不安解消の唯一の手</p> | <p>今回の撤去は、線量が十分に低く安定している地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いです。</p> <p>低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。</p> <p>また、撤去は子どもの活動する施設の線量把握のため整備したリアルタイム線量測定システムを対象としており、福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによってリアルタイムで空間線量率等を測定し、「原子力規制委員会放射線モニタリング情報ポータルサイト」にて常時公表しています。</p> |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
|     |      | 段と考えられるので、設置の継続は必要だと考えています。   |   |
| 46  | 平田村  | 空間線量率がもともと低い地域ではあるが、公共施設等付近の住民が多く、また、公共施設を利用している住民から、線量を目で見て確認したいとの声が多いため、リアルタイム線量計は、現状維持でそのまま残すべき。 | 今回の撤去は、線量が十分に低い地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いです。<br>低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。 |
| 47  | 三春町  | (旧三春中学校から移設した) 三春町立三春中学校のポスト名を記載してほしい。  | 意見を踏まえリアルタイム線量測定システムの一覧表を更新します。   |
| 48  | 三春町  | 小中学校、幼稚園、保育所については平成32年度まで残してほしい。  | 今回の撤去は、科学的・技術的な見地、公平性の観点から線量が十分に低く安定している地点を対象に、原則線量の低い順に実施します。撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。   |
| 49  | 小野町  | 現在、廃炉に向けた作業中であり今後も何が起こるかわからない。また、放射線について不安に思っている町民もいるため、リアルタイム線量測定システムの設置を継続すべきである。                 | 福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。   |
| 50  | 西郷村  | 村内各小中学校に設置してある線量測定システムの再配   | 同一時期の撤去を含め撤去順の変更等について要望があ   |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方  |
|-----|------|---|--|
|     |      | 置については、現在全体的には線量が減少しているものの、未だに部分的ではあるが線量がやや高い箇所も存在している。そのため児童・生徒又は保護者としては、安全・安心の観点から引き続き現状配置を希望するが、県や近隣市町村の動向も踏まえたい。また、再配置する場合について、村内同一年度の実施をお願いしたい。  | れば、個別協議の上対応を検討します。   |
| 51  | 西郷村  | 小学校や公園など、子供たちが集う場所の線量計については残置する方が望ましい。  | 今回の撤去は、科学的・技術的な見地、公平性の観点から線量が十分に低い地点を対象に、原則線量の低い順に実施します。撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。  |
| 52  | 西郷村  | <p>リアルタイム線量計については、民地に設置してあったり、地域住民からその役目が満了しているとの意見も散見されることから、西郷村外の必要とする市町村へと再配置することには賛成である。仮に国が目指すよう、H32年度末までに全数が西郷村から移設又は廃されたとしても、除染完了かつ低線量維持を根拠として住民理解は得られるとみられる。</p> <p>一方では、上記村の部局から意見があるように、再配置を実施する際には、国・県から直接住民の代表である行政区長会等への直接説明することが求められる。また、村内の学童父兄などの理解を得られるか、県教育委員会、市町村の教育委員会への事前説明、PTA等父兄組織への配慮を求める。</p> <p>なお、本件の趣旨に合致するかどうか不明であるが、可搬式線量計については、震災後初期に設置されたため設置</p> | <p>県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。また、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置の見直しについては、現時点において具体的な検討はないものの将来的にその状況に応じた適切な体制を検討予定です。</p> |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方  |
|-----|------|--|--|
|     |      | <p>箇所の選定にあつては公共施設の舗装部付近など特に線量が低位になる傾向の場所が多い（当時は住民からみると忌避施設であった。）。ついては、リアルタイム線量計の再配置と同様に可搬式の再配置も考慮されたい。</p>   |  |
| 53  | 中島村  | <p>撤去と再配置の考え方を統一していただきたい。避難指示区域等外は個人線量計等を用いて測定された個人の被ばく線量への着目やシステム等から個々人の測定に移行していることを撤去の根拠とされているが、再配置の選定については、要望があつた箇所で条件を満たす場所であれば設置できるとしており、個人線量計等による個人被ばく線量については記載がなく、システム等から個々人の測定に移行しているとの考えは区域内外では違うとのことなのか。住民への説明のためその辺の考え方も明記してほしい。</p>  | <p>避難指示・解除区域市町村内は比較的線量の高い地点も多く県民の帰還がなかなか進んでいない地域が多いです。こういった地域は個人線量計による個人の被ばく線量の測定ができず、被ばく線量を推定するため、また、比較的高い線量の推移を見るためにもリアルタイム線量測定システムによる測定が有効です。</p> <p>なお、再配置先の選定に当たってはリアルタイム線量測定システムの必要性を十分に確認した上で選定します。</p>   |
| 54  | 棚倉町  | <p>避難指示区域への帰還を促すためモニタリングポストの再配置に向けた撤去は理解できるが、現在でも米全袋検査や食品モニタリング等を実施し健康被害に対する不安が残る中で、福島県市町村内全てのモニタリングポスト撤去は再検討していただきたい。</p> <p>当町ではいまだに野生キノコや山菜の一部が摂取制限がかかっており、町民にとっては山からの放射性物質の影響が無いとは言えない状況となっている。そのような中で、子どもの生活空間等に設置しているモニタリングポストの撤去は実施できないと考えるため、次のとおり要望する。</p> <p>①小学校等教育施設におけるモニタリングポストの残置</p> | <p>今回の撤去は、あくまで空間線量率が十分に低いリアルタイム線量測定システムを対象としており、県内全域を中長期的に把握するための可搬型モニタリングポスト等は対象としていませんので、県内全てのモニタリングポストが撤去されるわけではありません。</p> <p>また、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p> <p>なお、空間線量率の測定については可搬型モニタリングポスト等による測定、県内約 5600 地点（棚倉町内 80 地点）での定点サーベイ及びサーベイメータの貸出しを行っていますので、これらを御活用ください。</p> |

| No. | 自治体名  | 意見  | 考え方  |
|-----|-------|---|--|
|     |       | <p>※通信を遮断し現場だけの目視確認でも構わない。</p> <p>②市町村内における撤去台数（対象機器）の調整<br/> ※県内全域の順番通りの台数を市町村から撤去するかわり、撤去機器の指定は市町村に任せていただきたい。<br/> 例：200番に小学校があるが、市町村の指定で1200番の公園と替えるなど市町村の意見を重視。</p> <p>③リアルタイム線量測定システムに変わる空間放射線量測定事業の検討</p> |  |
| 55  | 埴町    | リアルタイム線量測定システムの再配置等に係る考え方（案）に異論はありません。しかし各自治体の事情（個数・時期等）もある程度考慮して実施していただきたい。  | 撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。  |
| 56  | 会津若松市 | リアルタイム線量測定システムは国で設置したシステムであり、国の責任で撤去するものと理解しているが、住民への不安感や不信感を与えないためにも、放射線の専門家の意見に基づいた明確な国からの文書をいただきたい。  | <p>本件については、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う原子力規制委員会で改めて議論し、公開の場で委員の意見等を伺います。</p> <p>なお、当該委員会資料や議事録は原子力規制委員会 HP で公表します。</p>   |
| 57  | 会津若松市 | 国主催の住民説明会を会津方部の数ヶ所で開催してもらうのはもとより、テレビや新聞等により広く県民に周知されるように、事前の広報を充分にしていきたい。   | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努めます。また、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。 |

| No. | 自治体名  | 意見   | 考え方   |
|-----|-------|--|---|
| 58  | 会津若松市 | 可搬型モニタリングポストは、引き続き設置運用されるとのことだが、線量率の表示板の無いタイプもあるので、リアルタイム線量測定システムの撤去後は、可搬型モニタリングポストでも線量率を表示できるようにしていただきたい。 | 可搬型モニタリングポストの測定値については、放射線モニタリング情報ポータルサイトにおいてリアルタイムで公表していますので、こちらを御活用ください。<br>なお、この活用でも支障がある場合は、個別協議の上対応を検討します。    |
| 59  | 会津若松市 | この件に関する問合せ窓口を国又は県に設置し、広く県民に周知していただきたい。   | 問合せ窓口については、既設の放射線に関する問合せ窓口を御利用いただけます。<br>また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。 |
| 60  | 会津若松市 | 廃炉作業中の事故など、不測の事態により再度線量上がる状況になった場合には、国が責任を持って対応する旨を県民に表明、広報していただきたい。                                       | 緊急時における防護措置を判断するためのモニタリング体制は適切に維持しており、線量の異常な上昇を検知した場合は国で必要な対応をとります。<br>なお、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも効果的な情報発信に努めます。 |
| 61  | 喜多方市  | 保育施設や幼稚園などの施設は、未だに不安な保護者が多い。再配置を遅くするなどの措置を取ってほしい。  | 撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同市町村内での順番の入れ替えを検討します。   |
| 62  | 喜多方市  | 教育施設では、保護者への安心感の醸成の他に、児童・生徒への興味・関心を持たせる教育的意義もあるので、原発事故の被害や影響を忘れてしまわないように、風化させないためにも、再配置を遅くする措置を取ってほしい。     | 同上。   |
| 63  | 北塩原村  | リアルモニタリングポストを全て撤去してしまうと、村  | 可搬型モニタリングポストは県内全域の空間線量率を面   |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方  |
|-----|------|--|--|
|     |      | 内4地区のうち、大塩地区だけが可搬型モニタリングポストが設置されておらず、数値が不明になるため、大塩地区へ可搬型モニタリングポストを1台設置していただきたい。  | 的に把握するため、市町村の地区ごとではなくメッシュ（会津地方では10kmメッシュ）ごとに設置しているものです。  |
| 64  | 北塩原村 | 広報誌やチラシ等で住民に周知したいため、掲載文例を作成していただきたい。   | 広報資料を作成します。  |
| 65  | 磐梯町  | <p>今回の再配置方針について、可能な限り多くの県民が知ることができるよう、大々的に報道発表を行っていただきたい。</p> <p>県内の新聞、ニュースで報道されることにより、県内の線量が安定していること、ニーズの高い避難区域等にシステムを移設することについて、県民の一定の理解を得ることができると考える。</p> <p>大々的な報道を行わずに実施すれば、政府・行政に対して、あらぬ不信感を抱かせることになりかねない。</p> | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。  |
| 66  | 磐梯町  | <p>原発事故に関して、福島県民は東京電力や政府に対する不信感を持っている。線量が低下し、事故前と同じレベルで安定していること、健康に影響はないことを、第三者である専門家の言葉でわかり易く説明を行っていただきたい。原子力規制委員会がその組織であったとしても、県民はその仕組みを理解していない。</p> <p>可能な限り丁寧な説明をお願いしたい。</p>                                     | <p>本件については、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う原子力規制委員会で改めて議論し、公開の場で委員の意見等を伺います。</p> <p>また、県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。</p> |
| 67  | 磐梯町  | システムの移設に関して、住民に周知するための簡単な資料、素材を提供いただきたい。   | 広報資料を作成します。  |

| No. | 自治体名  | 意見   | 考え方   |
|-----|-------|--|---|
|     |       | ホームページ用にPDF 2～3枚程度。広報誌用にPDF 1枚程度。  |   |
| 68  | 磐梯町   | 低線量のシステムから順番に移設するという方法が、合理的で公平な方法であることは理解するが、同じ町内で移設時期が異なると「遅い箇所は線量が高い」という風評が起こる可能性があることから、同一時期の移設をお願いしたい。                       | 同一時期の撤去を含め撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上対応を検討します。   |
| 69  | 会津坂下町 | 当町に来庁いただいた際にご説明しましたが、町は汚染状況重点調査区域に指定されており、その解除とあわせての再配置等をお願いしたい。   | 今回の撤去は、空間線量率が十分に低い地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。汚染状況重点調査地域であっても線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いです。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。 |
| 70  | 会津坂下町 | 当町の再配置等予定順が100～1600番台であり、実施スケジュールではH30年度とH31年度の2カ年にまたがるため、H31年度に全台数統一して再配置等していただければ、上記の指定解除の時期とほぼ同時期になると想定されるので、出来ればその対応をお願いしたい。 | 今回の撤去は、空間線量率が十分に低い地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。汚染状況重点調査地域であっても線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いです。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係                |



| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
|     |      |  | <p>る支援事業等を御活用ください。</p> <p>なお、同一時期の撤去を含め撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上対応を検討します。</p>  |
| 71  | 柳津町  | <p>案に対する意見はございません。</p> <p>柳津町の再配置の順番について学校・保育所の優先順位を下げるよいにしたいと思います。</p>                | <p>撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同市町村内での順番の入れ替えを検討します。</p>                          |
| 72  | 金山町  | <p>県民の方に誤解を与えないように、事前に報道機関を通じて数回にわたり報道してもらいたい。</p>                                     | <p>県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。</p>  |
| 73  | 只見町  | <p>設置施設管理者や住民へ向けての説明が必要となった場合は、別途依頼しますので、対応をお願いします。</p>                                | <p>住民説明については、市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。</p>                                 |
| 74  | 只見町  | <p>新聞等による周知とは別に、住民への広報が必要な市町村もあると考えますので、自治体における住民への広報紙掲載用の案文を対象となる全市町村へ配布していただきたい。</p> | <p>広報資料を作成します。</p>  |
| 75  | 只見町  | <p>撤去の際は、設置施設管理者へ個別に具体的な撤去の日時を事前に通知し、施設運営上支障がある場合は配慮していただきたい。</p>                      | <p>意見を踏まえ具体的な撤去日時が決まり次第、各市町村へ事前に御連絡します。</p> <p>なお、システム本体に撤去時期の掲示を予定しています。</p> |
| 76  | 只見町  | <p>撤去の順番は数値の低い順となっていますが、その時期が冬期間となった場合、豪雪地帯である只見町内のリアモニの撤去に支障があるかどうかは個別に判断が必要かと考</p>   | <p>作業が困難である場合等、現場の状況によっては個別協議の上対応を検討します。</p>                                  |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方   |
|-----|------|---|---|
|     |      | えます。  |   |
| 77  | 南会津町 | 撤去することにより、住民や設置施設から問い合わせ等が予想されるため、事前周知を行うための広報等の作成をお願いしたい。  | 広報資料を作成します。   |
| 78  | 南会津町 | 再配置等の実施にあたっては、県民に対して国が責任をもってマスコミ等を通じて広報等の周知徹底をお願いしたい。   | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。   |
| 79  | 南会津町 | 再配置等リストでは町内全てのシステムが撤去されるが、平成30年度36基・平成31年度3基と年度が跨っているため、可能であれば同一年度にすべてを撤去したい。   | 同一時期の撤去を含め撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上対応を検討します。   |
| 80  | 相馬市  | リアルタイム線量測定システムの再配置については、各市町村の実情を踏まえて再検討をしていただきたい。<br>市内仮置場の除去土壤が輸送完了、福島第一原子力発電所が廃炉になるまでは、リアルタイム線量測定システムの撤去は考えていない。福島市や伊達市の除去土壤を中間貯蔵施設に輸送する際、相馬福島道路及び国道115号線を通行するため、走行ルート周辺について、リアルタイム線量測定システムの設置を検討して欲しい。 | 除去土壤の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。<br>なお、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。<br>また、福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。 |
| 81  | 相馬市  | リアルタイム線量測定システムを再配置する理由を、だ   | 原子力規制庁から説明会やプレスを活用し、周知します。  |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方  |
|-----|------|--|--|
|     |      | れがどのように市民に周知するのか。  | 県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に参加し丁寧な説明に努め、また、プレスリリース等の情報発信は福島県ともよく協議を重ねた上で効果的な情報発信に努めます。 |
| 82  | 相馬市  | 代替となるモニタリング手法をどのように検討されているのか。  | 今回の撤去は、空間線量率が十分に低い地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。空間線量率の確認は、基本的に可搬型モニタリングポスト、定点サーベイ等の測定結果及び各市町村に貸し出しているサーベイメータを御活用ください。 |
| 83  | 相馬市  | 可搬型モニタリングポストの再配置の検討はあるのか。  | 現時点において具体的な検討はないものの、将来的にその状況に応じた適切な体制を検討予定です。  |
| 84  | 相馬市  | 可搬型モニタリングポストの設置期間はいつまでか。   | 現時点においては未定です。  |
| 85  | 相馬市  | 可搬型モニタリングポストの設置期間が過ぎた場合、原子力規制庁が速やかに撤去を行うのか。  | 同上。  |
| 86  | 新地町  | 再配置の年度について、保育所、小学校、中学校、高校等についてそれぞれ同年度にしてもらいたい。   | 同一時期の撤去を含め撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上対応を検討します。  |
| 87  | いわき市 | 現在、本市に配置されているリアルタイム線量測定システムは、これまで、市民の放射線に対する不安解消に大きく寄与してきている。<br>本市は非常に広域であることから、現在配置されている | 福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。                        |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
|     |      | <p>419 台のリアルタイム線量測定システムによって、はじめてより身近で即座に自らの安全性を確認でき、その結果市民に大きな安心感を与えている。また、「何かトラブルが発生したら空間放射線量率を確認する」という意識が市民に広く浸透しているところである。</p> <p>今後、福島第一原発の廃炉工程は、使用済み燃料取り出しやトリチウム水処理の問題など、市民が不安に感じている新たな局面に入っていくが、「市民の安全や安心」は国や東電による対応だけではなく市民自らが身近な場所のリアルタイム線量測定システム等で確認することなどにより納得しはじめて感じるができるものである。</p> <p>こうしたことから、市民の東電に対する不安感・不信感がまだまだ解消されていない現段階においては、更なる市民の安心確保のためにリアルタイム線量測定システムの継続配置が必要不可欠である。</p> |   |
| 88  | いわき市 | <p>リアルタイム線量測定システムの再配置にあたっては、原子力災害に係るモニタリングとして関連する政策の進捗・状況と整合が図られた上での対応が必要であると考えるが、本市においては、『①放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」への指定が当面継続する見込みである』、『②原子力対策指針に基づく「緊急時防護措置を準備する区域：UPZ」に指定されており、かつ、廃炉作業・事故収束作業に係るリスクがゼロとは言えない』という状況にあり、再配置はこの状況に負の影響を与えるものである。</p> <p>また、リアルタイム線量測定システムによる常時監視を</p>   | <p>今回の撤去は、線量が十分に低く安定しているリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いと考えます。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。</p> <p>福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリン</p> |

| No. | 自治体名 | 意見   | 考え方   |
|-----|------|--|---|
|     |      | <p>やめて機器を撤去するという事は、放射線に対する安全と安心が確保されることが前提である。</p> <p>その安全性については、国の責任において、客観的なデータに基づいて判定し、市民感情等に十分に配慮した上で市民へ十分な説明を行い合意形成をはかる必要がある。</p> <p>一方、安心については、当該システムによる放射線量の常時監視は、市民が日常訪れる公共施設等に配置されており、直接又はWEBを経由して測定値を確認することで安心感を得る市民は少なくない。</p> <p>現在、本市においては除染実施計画に位置付けた除染期間は終了しているものの、いわゆるホットスポットへの対応があること、また市内各地の公共施設や仮置場に除去土壌等が保管されていることなどから、市民の放射線への不安は完全に払拭されたとは言えない状況であり、そのような中、当該システムを廃止・撤去することは市民の安心感を損なうものである。</p> <p>このことから、当該システムの運用を継続すべきであり、現段階での廃止・撤去は時期尚早であると考えます。</p> | <p>グポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。</p> <p>また、事故当時とは状況が変化していることを踏まえ、平成28年2月10日の原子力規制委員会の公開の場においてリアルタイム線量測定システムの撤去等も含め、科学的・技術的な見地から放射線モニタリングの必要な見直しを検討しています。さらに今回、原子力規制委員会として改めてモニタリング結果を整理し、リアルタイム線量測定システムの配置について見直しを行うものです。県民が正しく理解し、無用な不安を抱かせないためにも、国主催で説明会を開催するとともに市町村の要望に応じ説明会等に出席し丁寧な説明に努めます。</p> <p>なお、ホットスポットへの対応はリアルタイム線量測定システムではなくサーベイメータによって行うものであり、除去土壌の保管、輸送等に係る措置については、保管・掘り出しや積込場への輸送は各市町村が、中間貯蔵施設への輸送は環境省が、それぞれ環境省令・ガイドライン等に基づき、これらに係るモニタリングを含め、安全かつ確実に対応していると認識しています。</p> <p>また、撤去順の変更等について要望があれば、個別協議の上同一市町村内での順番の入替えなどを検討します。</p> |
| 89  | いわき市 | <p>公園内のシステムについては、放射線に対する不安を解消し、安心して子どもが活動できるよう、継続して測定し情報提供すべきと考えます。</p>  | <p>今回の撤去は、線量が十分に低く安定しているリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いと考えます。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境</p>  |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方  |
|-----|------|---|--|
|     |      |   | 放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。   |
| 90  | いわき市 | <p>福島県内の「リアルタイム線量測定システム」について、「比較的線量の高い事故当時における子どもの活動する施設の線量把握という設置当時の目的を達成している」などという現状等に鑑み、避難指示区域等外の当該システム（十分に年間平均値が低いもの等に限る。）を平成 30 年度から順次撤去するという国の当該再配置等に係る考え方（案）であるが、本市内には依然として空間線量を含む放射線量を心配し、不安感を持つ子育て世代を含む市民の方々が少なくないということを如何に受け止めているのであろうか。現時点での撤去はあまりにも唐突感が強い。</p> <p>本市としては、子どもに関する施設等にあっては、引き続き国における一定程度の配慮が必要不可欠であると認識しており、福島第一原発については廃炉作業の真只中にあり、その作業工程の中ではいつ何時何が起こるかわからない。このため、市では避難計画も準備している。以上から、廃炉が完了するまでは継続して設置すべきであると考えらる。</p> <p>国は「県内全域の空間線量の中長期的に把握するために設置している可搬型モニタリングポストは残す」としているが、特に幼保施設など子ども達の生活環境に不安を覚える保護者をはじめとした方々に対し、不安を解消すること</p> | <p>今回の撤去は、線量が十分に低安定している地点のリアルタイム線量測定システムを対象としています。線量が低く安定している地点においては、本システムによる連続監視の必要性は低いと考えます。低線量を確認し、県民の不安を解消するという点では、福島県で実施している福島県環境放射線モニタリング調査の結果、定点サーベイの測定結果及び可搬型モニタリングポストの測定値、サーベイメータ及び個人線量計の貸出しに係る支援事業等を御活用ください。</p> <p>また、福島第一原発の監視については、監視ポスト及び水準ポストに加え、今回の撤去の対象ではない可搬型モニタリングポストによるモニタリング体制を適切に維持することで十分な体制がとられています。</p> |

| No. | 自治体名 | 意見  | 考え方 |
|-----|------|---|-----|
|     |      | <p>は本来原発の立地者である国の責務である。それを放棄し、撤去するとすれば、それは責任を果たしていないといえる。</p> <p>併せて、当該システムの撤去等に「不安である」「何か起きたときに何を見ればよいのか」など、特に保護者からの問い合わせも多数寄せられることが想定されるため、現時点では撤去すべきではないと考える。もし、それらを実施するのであれば、上記課題について、それに代わる代替策を明確に示されたい。</p> |     |

# リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて

**空間線量率が低いレベルで安定している地点では、リアルタイム線量測定システムによる測定を終了します。（避難指示・解除区域市町村<sup>1</sup>を除く。）**

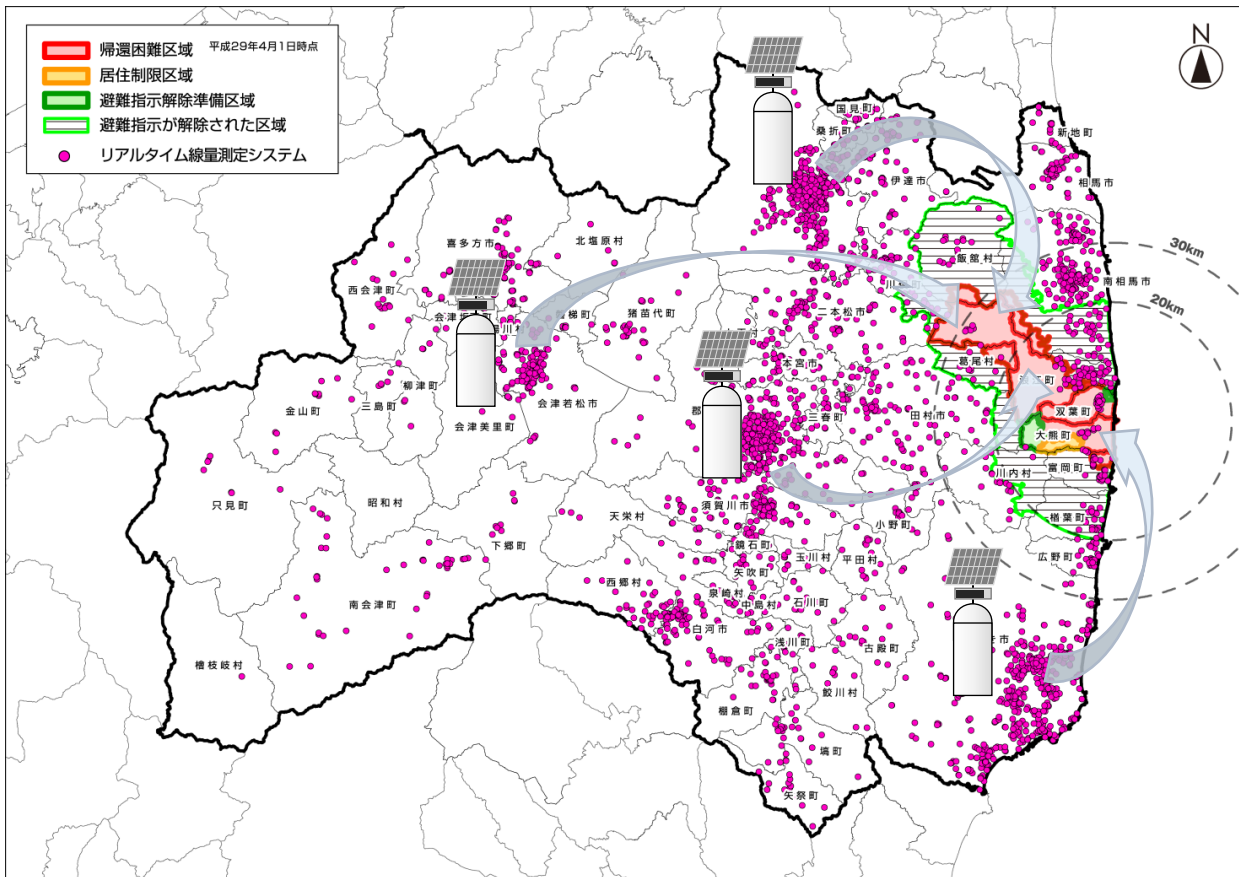
## 環境モニタリングの見直しの一つとして

原子力規制委員会は、福島県内の環境モニタリングについて、東京電力福島第一原子力発電所事故当時と比較し、環境が変化してきている状況（環境中の放射線量の減少、除染や復興の進展等）を踏まえ、平成28年2月10日に必要な見直しを検討しました。見直しの中では、各種モニタリング結果が低い値で安定していることから、平常時のモニタリングに戻していくよう測定頻度を減らすことなどを検討しました。

これらの見直しのひとつであるリアルタイム線量測定システム（モニタリングポストの一種）の配置の見直しについては、平成30年3月20日原子力規制委員会において改めて現在の状況を確認し、議論した上で「避難指示・解除区域市町村外のリアルタイム線量測定システムは、線量が十分に低く安定している地点を対象に、原則、線量の低いものから順に撤去し、平成32年度末までを目途に撤去を完了させることとする。」とする見直しの方針を決定しました。

## 撤去したモニタリングポストの活用

今後、住民の帰還が見込まれる地域の復興に重点を置くためにも、撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示・解除区域市町村への移設などに活用します。



<sup>1</sup> 避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村の12市町村）



## ○現在の空間線量率の状況は？本当に低いのですか？

以下のグラフが示すとおり、多くの地点で十分に低くなっています。

福島県内の空間線量率は、避難指示・解除区域市町村の中など一部の地域を除き、多くの地点で十分に低いレベルとなり、時間的変動も小さく安定しています。

避難指示・解除区域市町村外における各リアルタイム線量測定システムの直近一年間（2017年2月1日から2018年1月31日）の平均空間線量率の分布は下のグラフのとおりです。最大値は $0.268\mu\text{Sv/h}$ であり、全体の60%の地点が $0.10\mu\text{Sv/h}$ を、全体の90%の地点が $0.14\mu\text{Sv/h}$ を、全体の99%の地点が $0.21\mu\text{Sv/h}$ を下回る結果となっています。（図1）

さらに、避難指示・解除区域市町村外の方部ごとに直近一年間の平均空間線量率を確認すると、全ての方部において、事故以前の全国の空間線量率水準<sup>2</sup>（ $0.010\mu\text{Sv/h}\sim 0.115\mu\text{Sv/h}$ ）<sup>3</sup>の範囲まで減少しています。（図2）

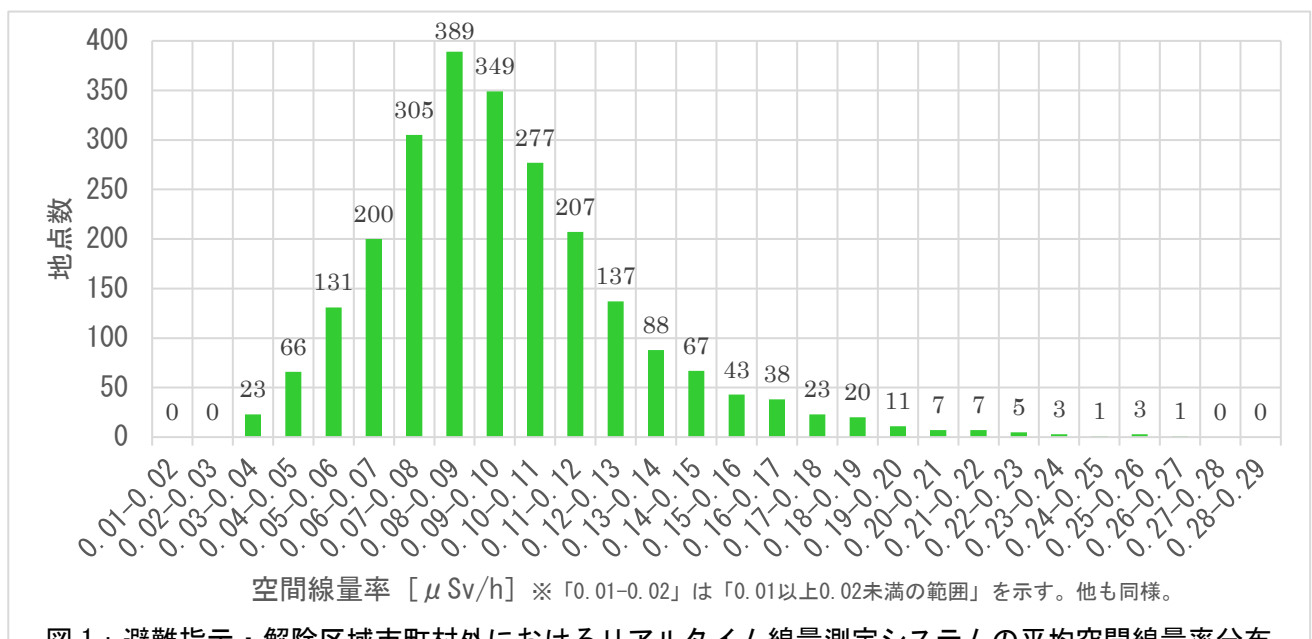


図1：避難指示・解除区域市町村外におけるリアルタイム線量測定システムの平均空間線量率分布

## ○全てのモニタリングポストが無くなってしまおうのですか？

適切なモニタリング体制は維持します。

福島県内に設置する全てのモニタリングポストを撤去するわけではありません。その状況に応じた必要なモニタリングポスト、適切なモニタリング体制は維持します。

原子力規制委員会は、福島第一原発事故の影響を確認するモニタリング体制と福島第一原発の監視・緊急時用のモニタリング体制をとっています。今回、配置を見直すのは福島第一原発事故の影響を確認するモニタリングポストのうち避難指示・解除区域市町村外に設置されているリアルタイム線量測定システムについてです。避難指示・解除区域市町村内に設置されているリアルタイム線量測定システムやその他のモニタリングポストは今回の見直しの対象ではありません（図3）

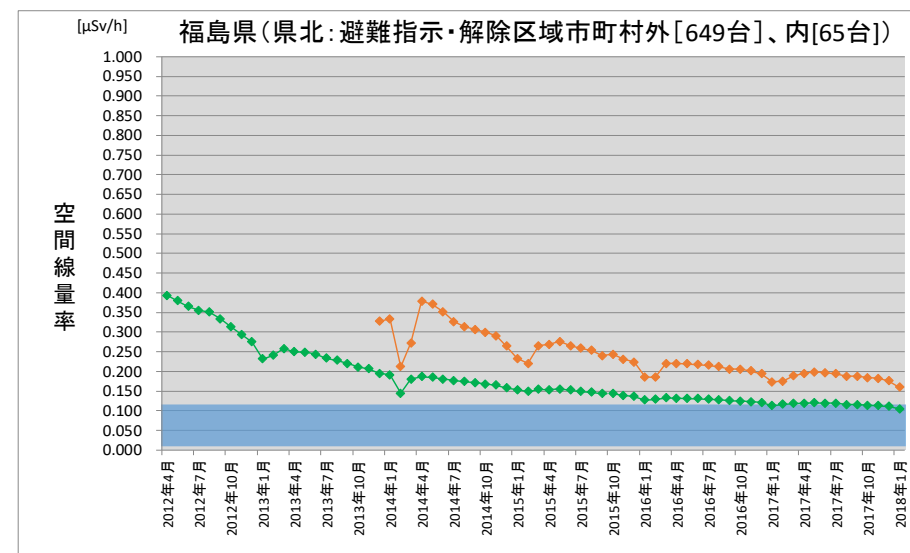
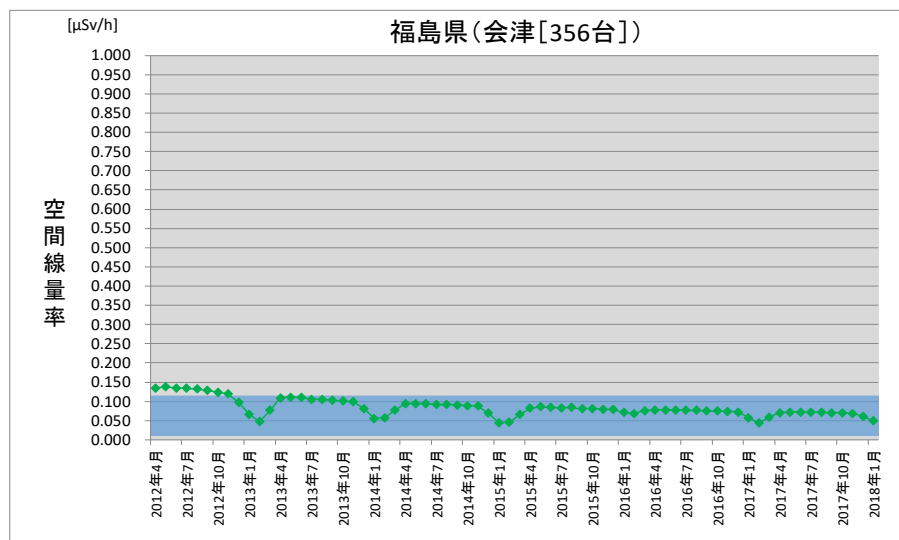
本資料や放射線に関する問合せ窓口

電話：0120-988-359

【受付時間：8時30分～18時15分（平日）、8時30分～12時00分（土日祝）】

<sup>2</sup> 環境放射能水準の調査のために47都道府県に各1基設置されたモニタリングポストにおける1993/4/1から2010/3/31までの測定値（ $\text{Gy}=\text{Sv}$ で換算）の一日の平均値の範囲

<sup>3</sup> 最小は青森県の $0.010\mu\text{Sv/h}$ （2002/2/16、2005/3/6等）最大は山口県の $0.115\mu\text{Sv/h}$ （1995/5/14）



◆ : 避難指示・解除区域市町村内  
◆ : 避難指示・解除区域市町村外  
※10分値の1か月平均をプロット (期間:2012/4/1~2018/1/31)  
※台数は2018/1/31時点の台数。設置日の違いから時期による台数の増減あり。

■ : 事故以前の全国水準  
※環境放射能水準の調査のために47都道府県に各1基設置されたモニタリングポストにおける1993/4/1から2010/3/31までの測定値(Gy=Svで換算)の一日の平均値の範囲

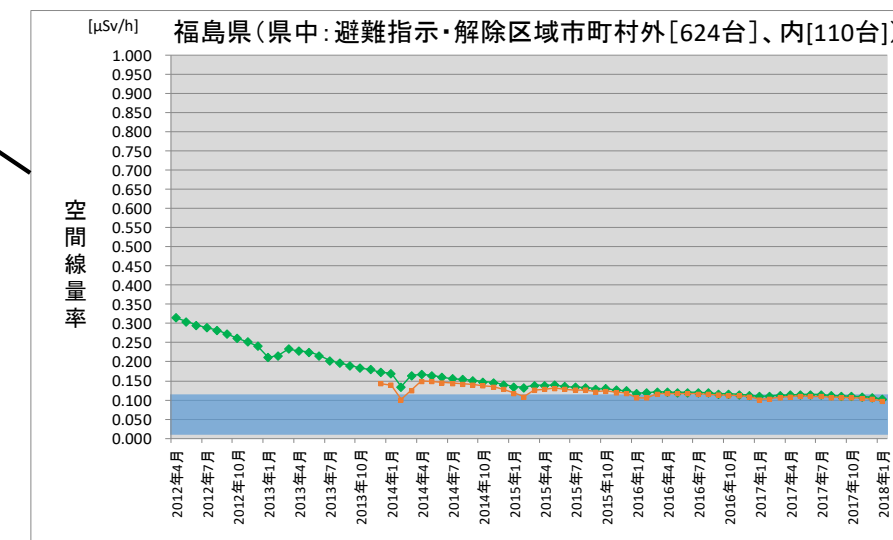
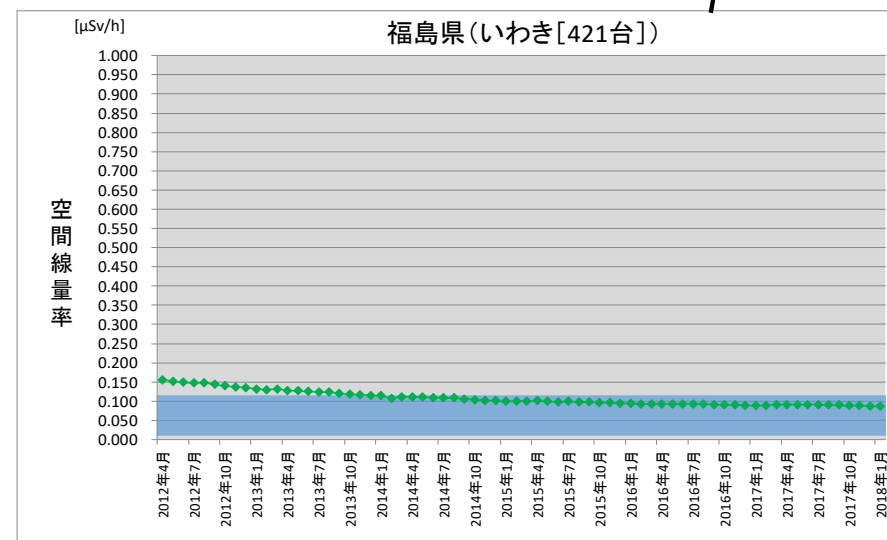
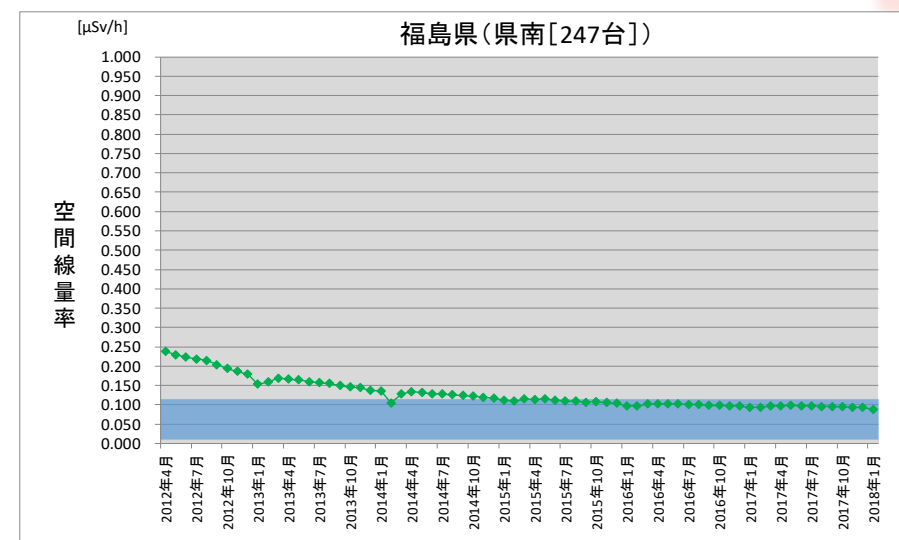
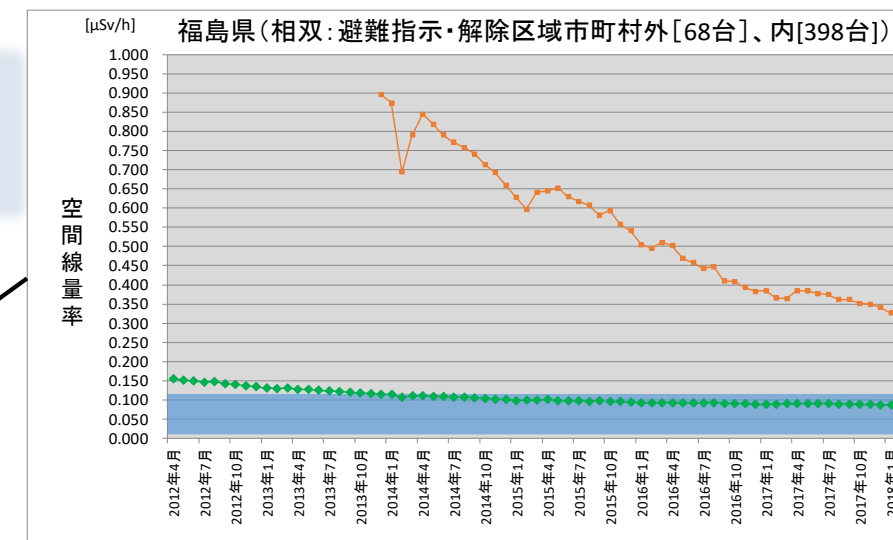
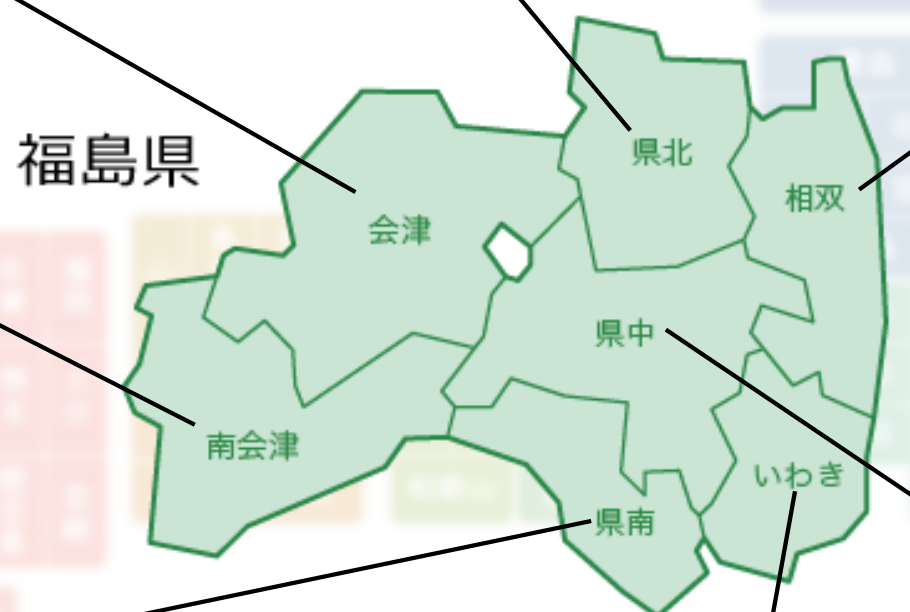
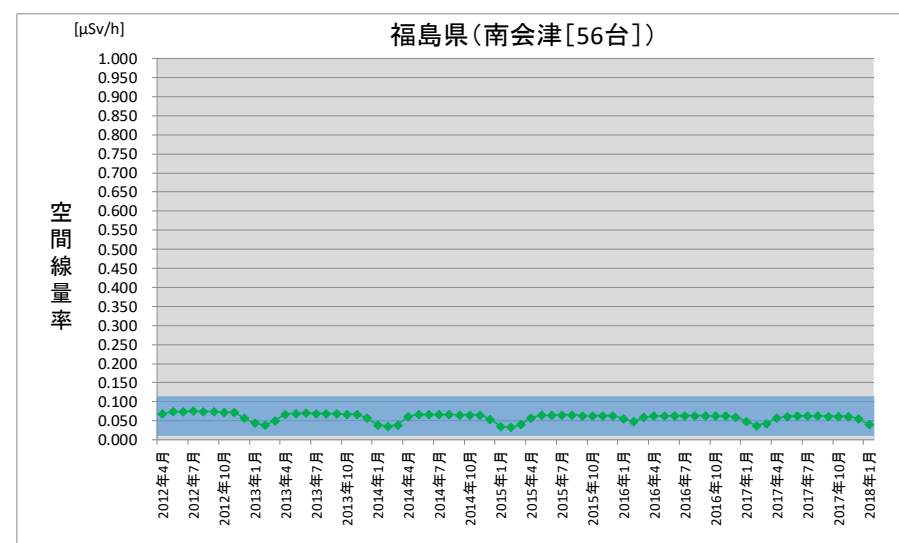
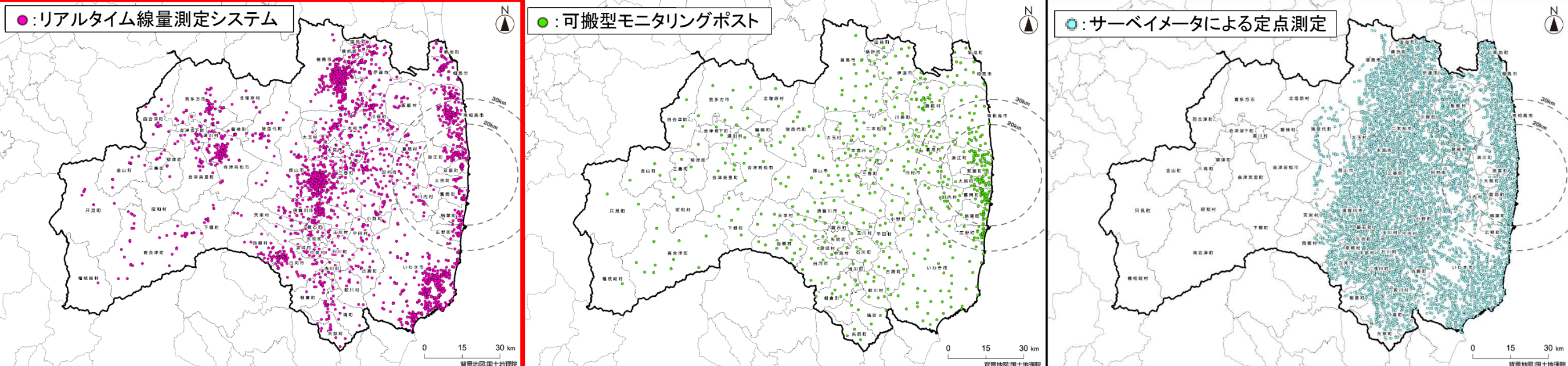


図2: リアルタイム線量測定システムの線量推移

### 福島第一原発事故の影響を確認するモニタリング



空間線量率が比較的高かった事故当時、子どもが活動する施設の線量を把握するために、学校、保育施設を中心に設置したモニタリングポストです。  
**今回の見直しの対象です。**

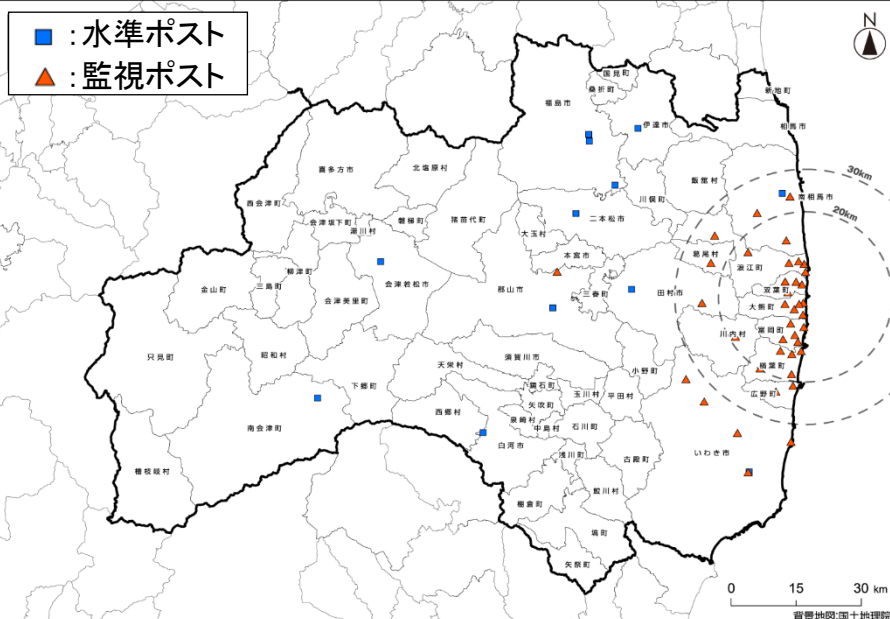


県内全域の線量の中・長期的に把握するため、県内全域に設置したモニタリングポストです。  
**今回の見直しの対象外です。**



福島第一原発 80km 圏内の空間線量率の詳細な分布状況を把握するためなどに実施している定点測定です。  
**今回の見直しの対象外です。**

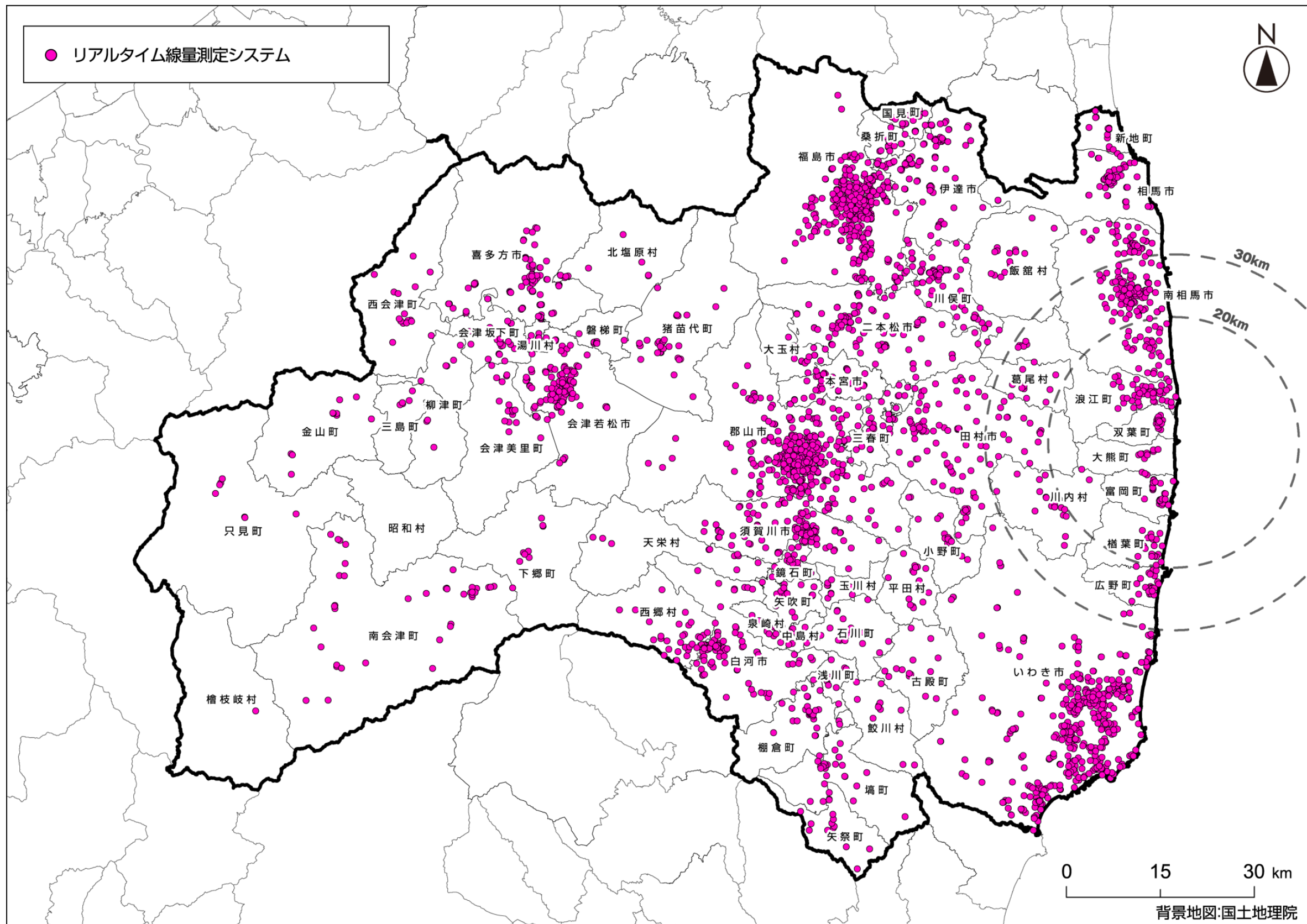
### 福島第一原発の監視・緊急時用のモニタリング



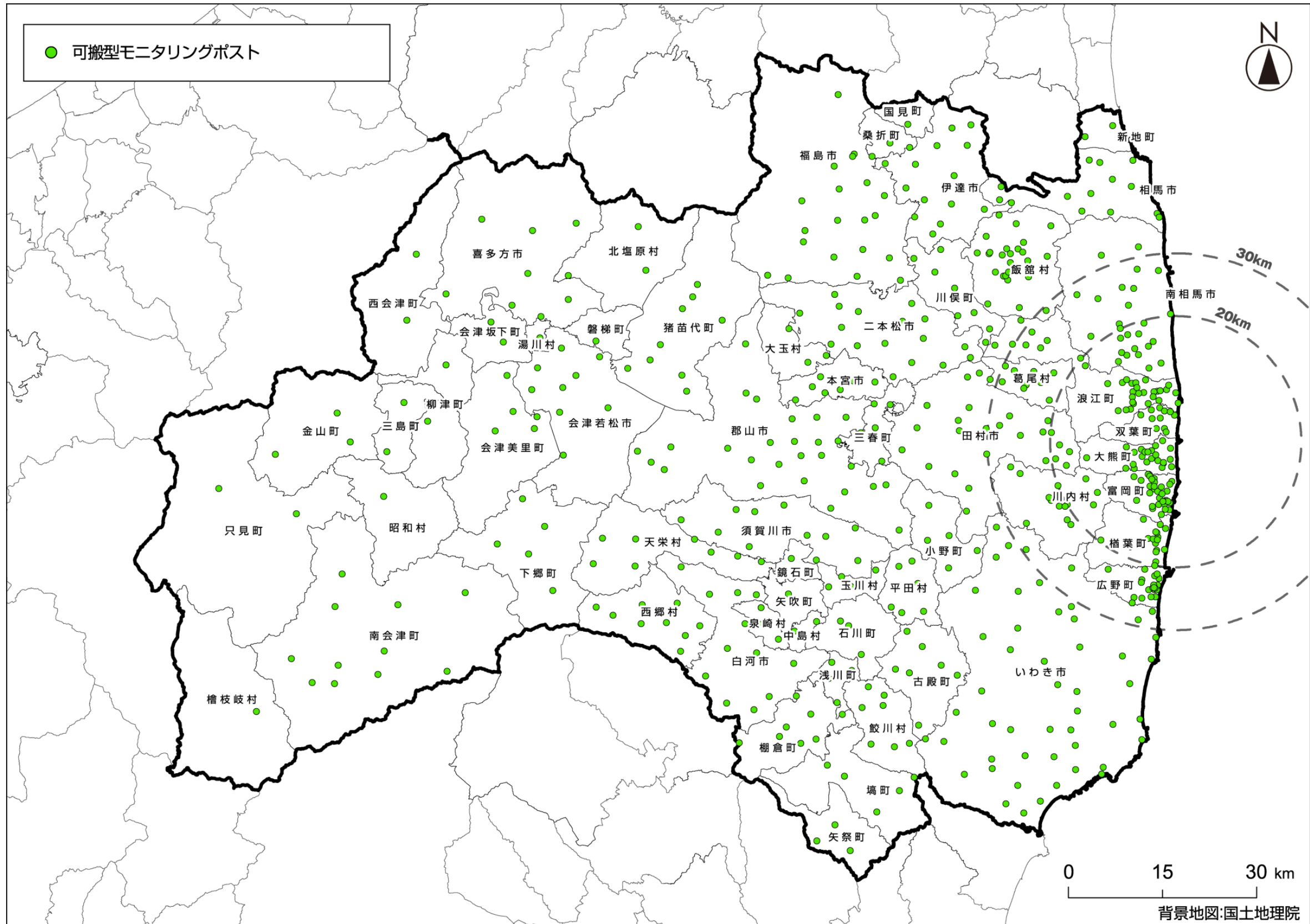
原発の監視や環境放射能水準の調査のために設置したモニタリングポストです。緊急時<sup>4</sup>にも使用します。  
**今回の見直しの対象外です。**

図3：見直し対象及び対象外のモニタリング

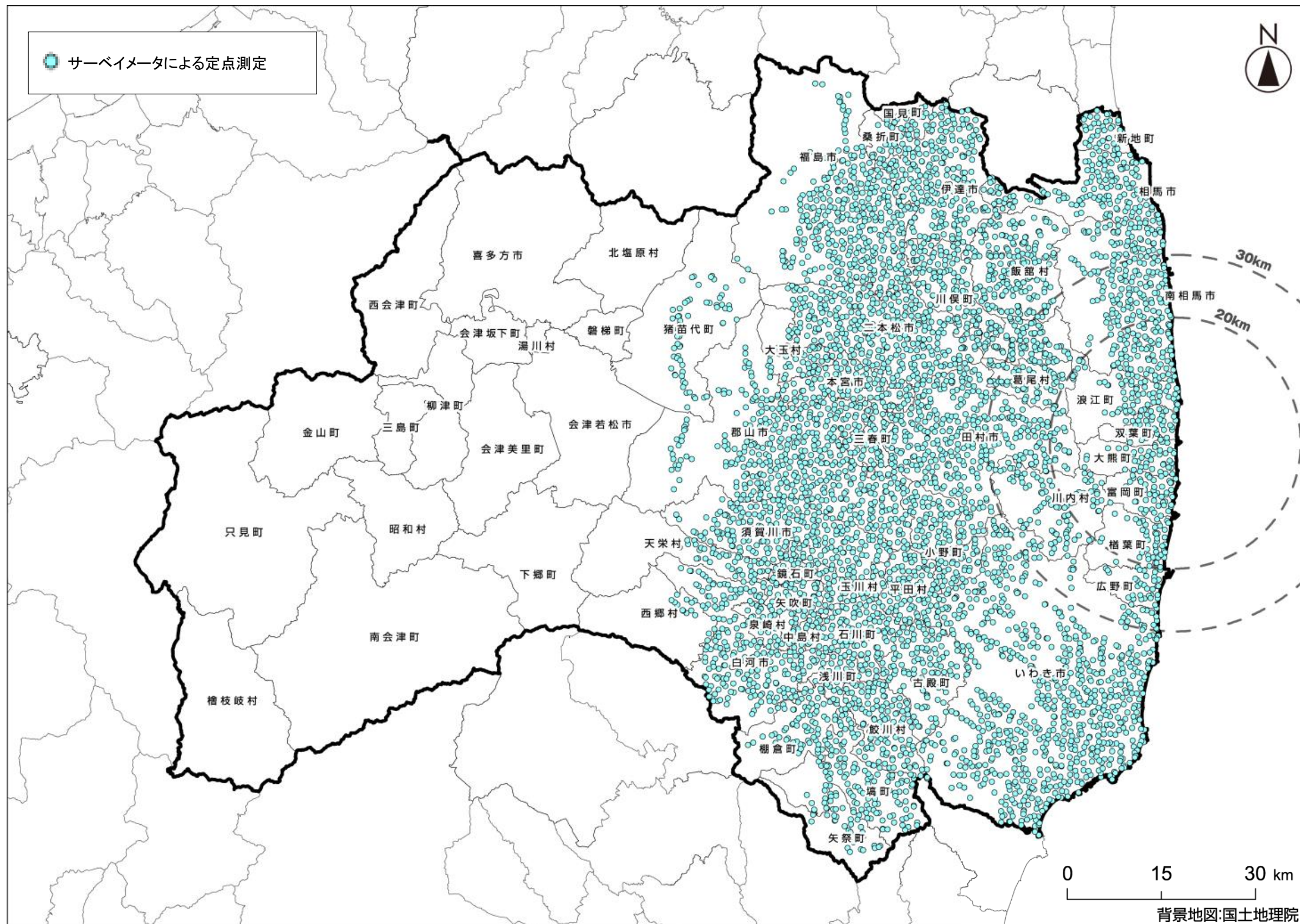
<sup>4</sup> 緊急時にはこれらによる測定のほか、緊急時モニタリング実施計画に基づき実施する走行サーベイ及び航空機モニタリング、追加設置する可搬型モニタリングポスト等の結果によって必要な防護措置の判断を行います。



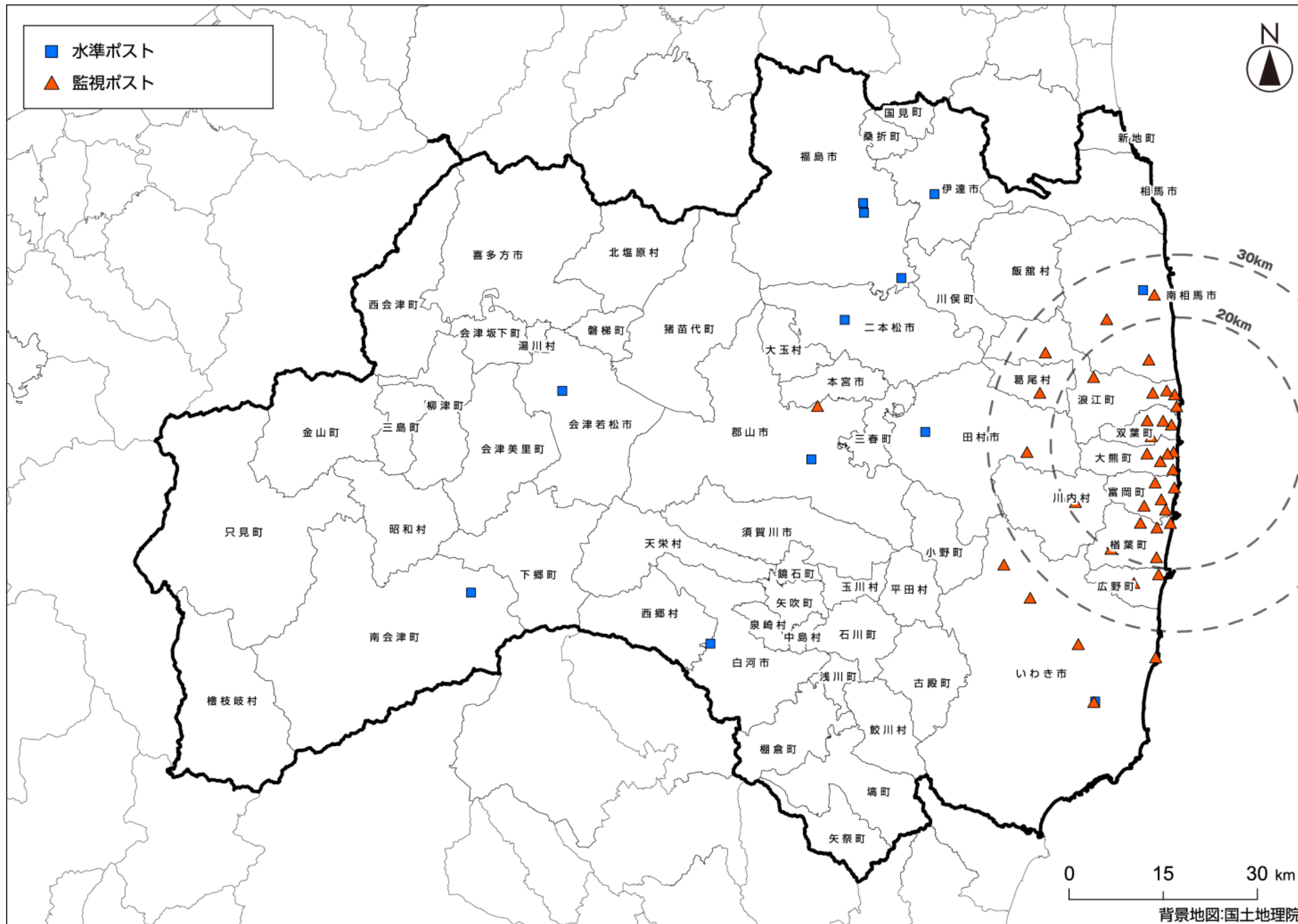
参考図 1 : リアルタイム線量測定システムの配置図及び外観写真



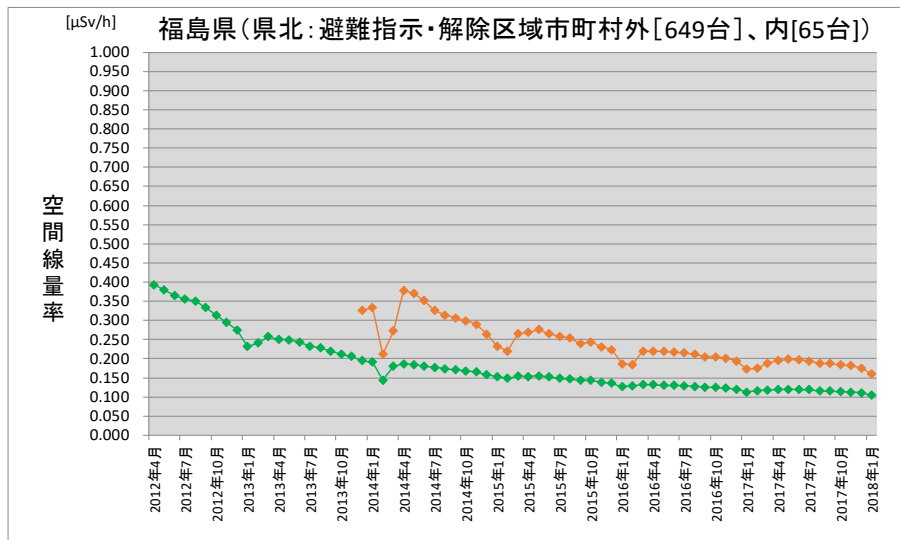
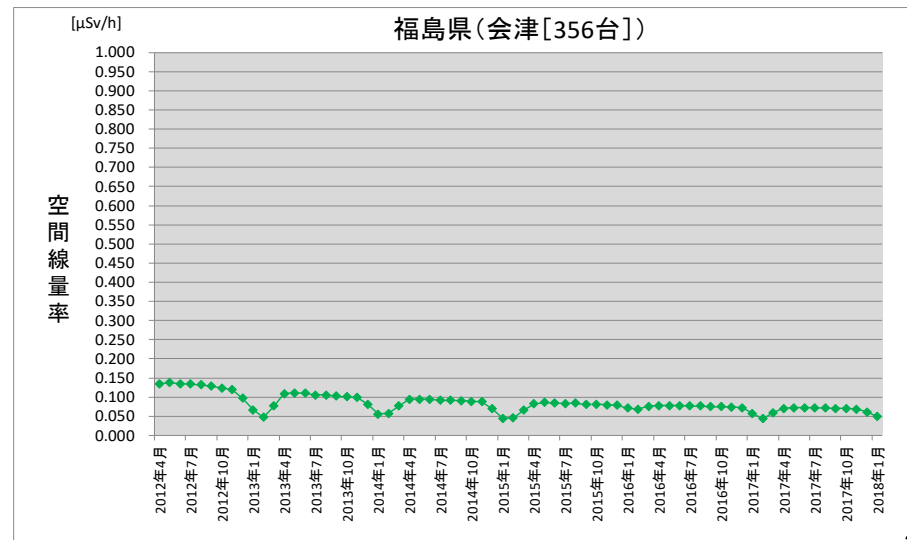
参考図 2 : 可搬型モニタリングポストの配置図及び外観写真



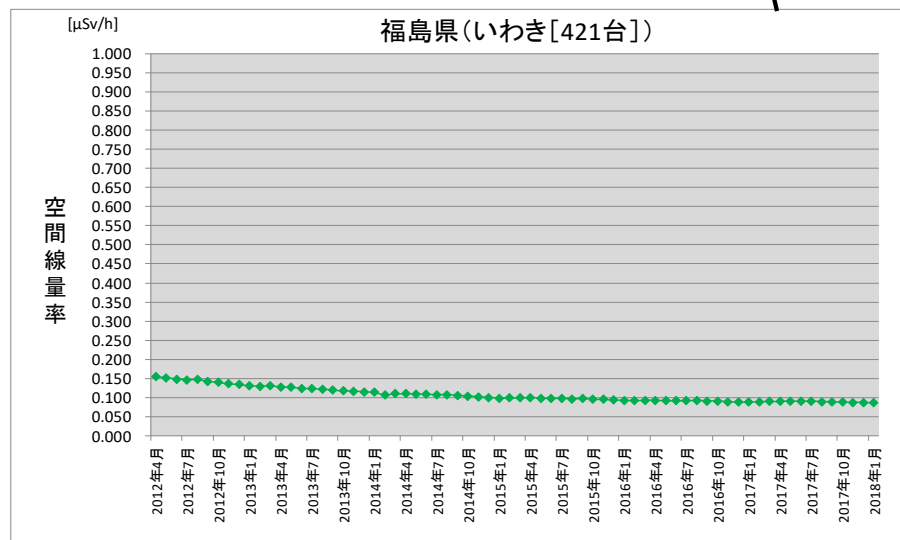
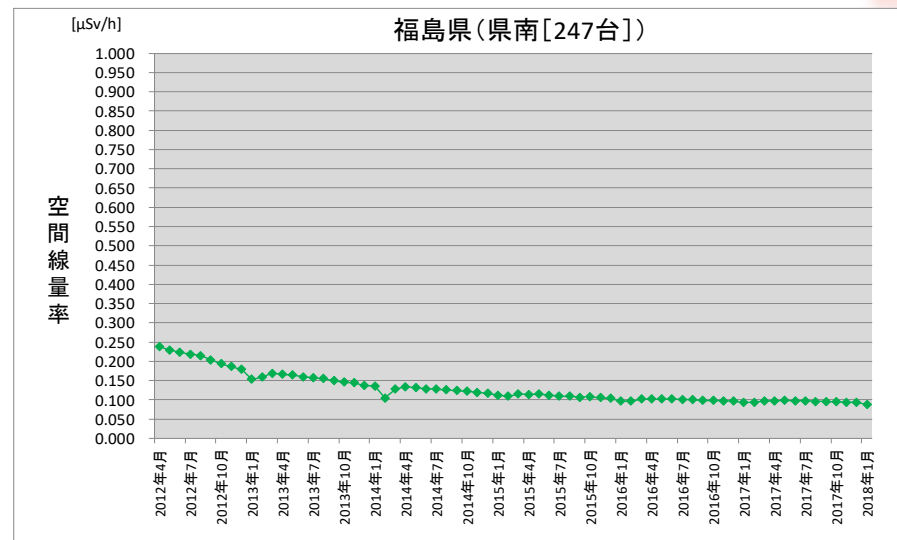
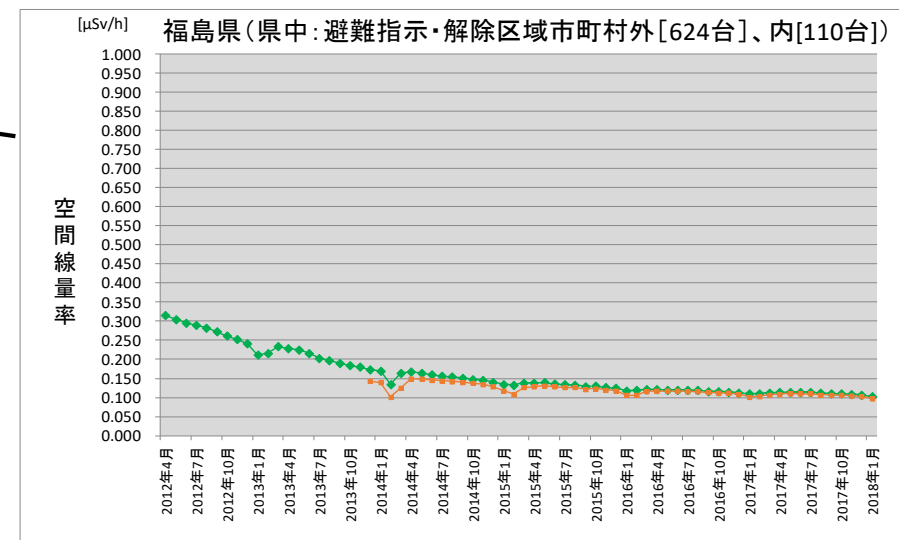
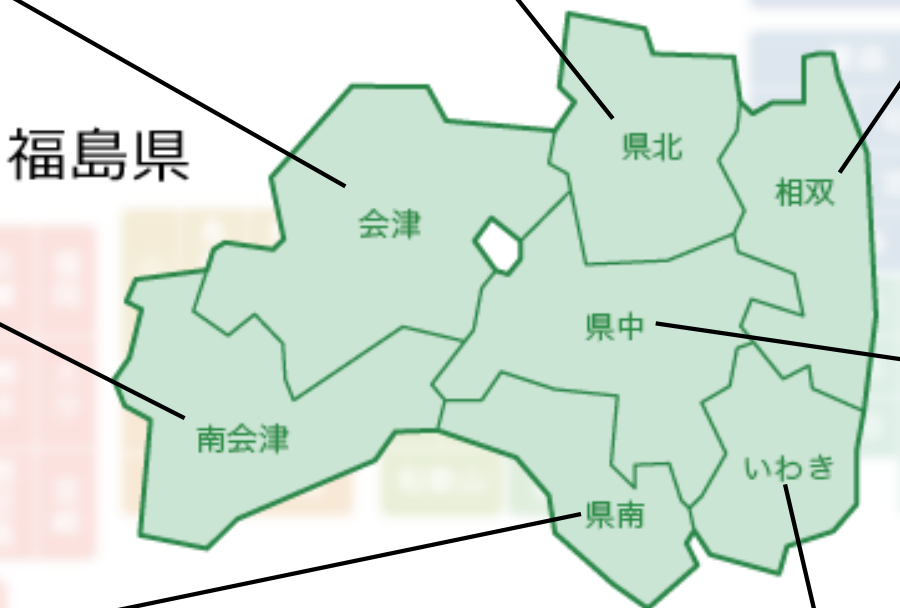
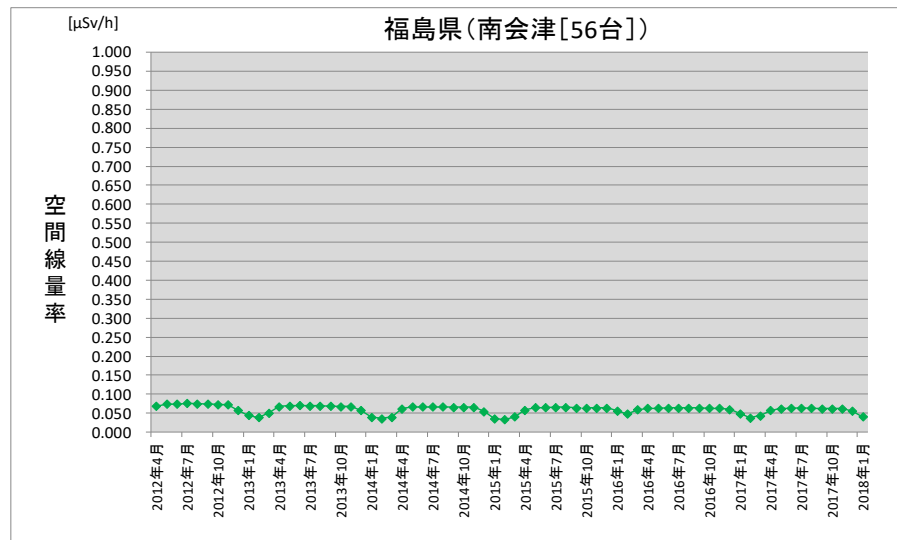
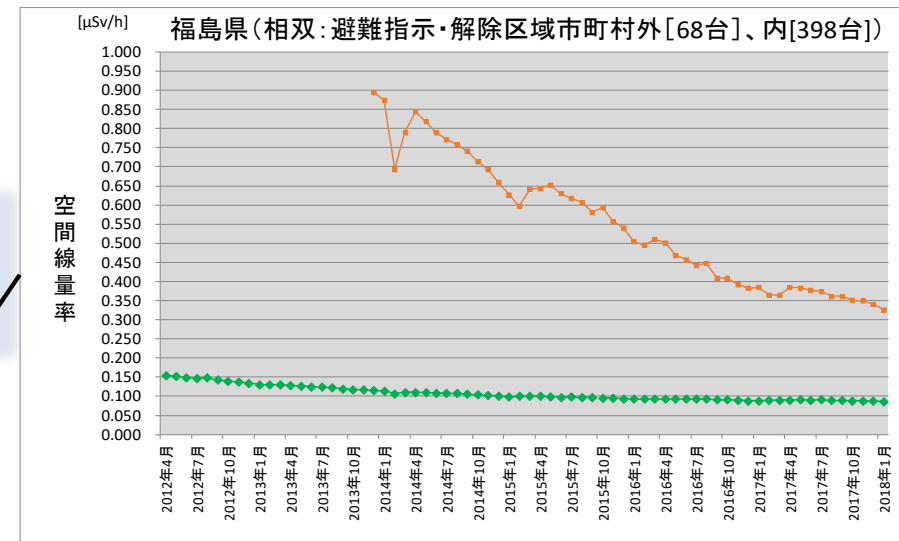
参考図3：サーベイメータによる定点測定地点及び測定の様子



参考図 4 : 監視ポスト及び水準ポストの配置図並びに外観写真



◆ : 避難指示・解除区域市町村内  
 ◆ : 避難指示・解除区域市町村外  
 ※10分値の1か月平均をプロット (期間:2012/4/1~2018/1/31)  
 ※台数は2018/1/31時点の台数。設置日の違いから時期による台数の増減あり。



参考図5: リアルタイム線量測定システム線量推移(7方部)